

ケースで探索・会社法

——理解を深め、もう少し先へ

伊藤靖史

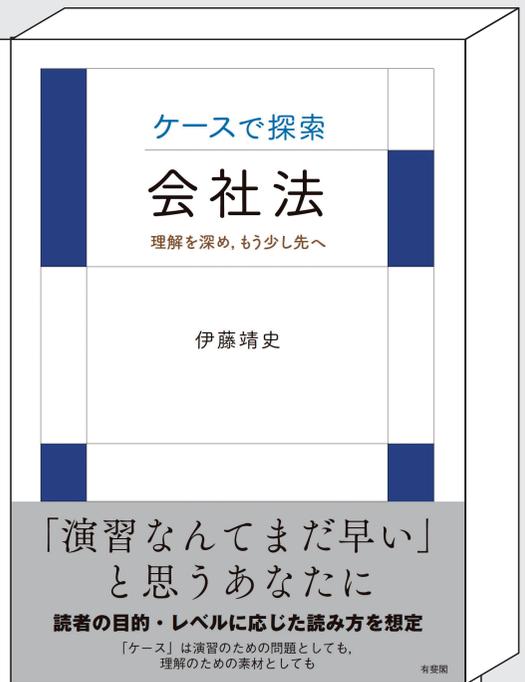
担当編集から 法学教室で2020年度から2021年度にわたって掲載された伊藤靖史先生の人気連載の書籍化。

全24講の中で、具体的なケースを用いて会社法の重要な論点やルールについて少し掘り下げて解説をしています。

会社法をひとつとori学んで問題演習に進んでみたいと思う方は、ケースを実際に設問として解いてみて本書の解説を読むことで、さらに会社法への理解を深めることができます。

「まだ、自分には演習は早いかも」と思う方にも、個々のケースは会社法の理解を手助けする具体例としても読むことができるので、その後の解説を理解するための大きな助けになることと思います。

本書は、幅広いレベルの読者に合わせた使い方を想定しているので、自分が今どのレベルにいるのかわからないという方にも大変おすすめの書籍となっております。自分に合った学び方で会社法の理解を深めていきましょう！(K)



レベル - 用途 - 対象 -
中級 学習 学部 LS

2023年9月発売 / 498頁 / 定価4400円(税込)
A5判 / 並製



BOOK INFORMATION

Point 「はじめに」と「CHECK POINT」が学びの指針に！

A. 株主総会

01 説明義務と決議の取消しの訴え(1)

I はじめに

株主総会とは、株式会社の出資者である株主によって構成され、会社としての意思を決定するための機関である。それと同時に、そのような意思決定をするための会議体も、株主総会と呼ばれる(意思決定は、株主総会決議(会社309条)の形で行われる)。取締役、会計参考、監査役および執行役員は、(会議体としての)株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた(質問された)場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない(会社314条本文)。この義務が取締役等の説明義務(以下では単に「説明義務」という)である。

①では、このような説明義務に関連して、説明義務が生じる要件、事前質問・一括回答と説明義務の関係、一括回答が不適切であった場合に決議の効力にどのような影響を与えるか、そして、質疑の打ち切りと説明義務の関係について、解説していく。また、本書では、②が株主総会に関連する論点のうち最初の項目である。読者は、説明義務等に関する会社法の規定やその解釈について理解するために、上場会社の株主総会の実態について知っておくほうがよいだろう。そのため、③では、説明義務と関連付けながら、上場会社の定時株主総会の典型的な進行についても概観する。

④の最後では、上場会社の株主総会の実態と、これに照らして説明義務のルールについてどのように解釈すべきかといったことも、少し考えてみたい。

1) 伊藤ほか138-139頁(松井秀雄)、江藤309頁、高橋ほか110頁(久保大作)、田中161頁。

CHECK POINT

- ✓ **論点 1-1**
 - ・取締役等の説明義務が生じる場合
 - ・株主による事前質問の位置づけ
- ✓ **論点 1-2**
 - ・会社側からの一括回答の位置づけ
 - ・一括回答に虚偽が含まれる場合
- ✓ **その他**
 - ・上場会社の定時株主総会の典型的な進行
 - ・質疑の打ち切りと説明義務違反の関係

Reference

- ・伊藤ほか第4章第2節■(151頁以下)
- ・江藤第4章第2節第4款一(366頁以下)
- ・高橋ほか第3章2-7(1)-③(137頁以下)
- ・田中第4章第2節■5□2(195頁以下)

詳細は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

